

標茶町文化講演会

生きることは食べること

【講師】

森崎 博之氏

演劇ユニット「TEAM NACS」の
リーダー・森崎さんが、食と農業、
北海道の魅力について語ります。

日時 **12月18日(日)**
開場 11時 開演 13時

会場 **コンベンションホール「ういず」**

※無料ですが、入場整理券が必要



11月8日(火)より入場整理券を配布します

配布先 ①図書館 ②開発センター
③各公民館（磯分内、虹別、塘路、阿歴内、茶安別）

配布期間 11月8日(火)～11月22日(火)

*お1人様2枚まで配布します。整理券がなくなり次第配布終了。

*配布は各施設の開館時間内となります。

主催：標茶町文化講演会実行委員会

【問い合わせ】図書館内実行委員会事務局(☎485-2300)

後援：標茶町、標茶町教育委員会、標茶町文化団体連絡協議会

第44回

標茶町駅伝競走大会の結果

9月18日に開催した駅伝競走大会は、町内外から51チームが参加し、全チームが完走しました。
各部門の成績は次のとおりです。(敬称略)



<町内の部>

小学生男子の部

1位 標茶陸上少年団男子ゴールド

(1時間31分31秒)

関 優道・矢島 永吉・小杉山航生・蠣崎 太智・石崎 大雅・石崎 琉輝・菅原 悠暉

2位 チーム☆パッション!!

3位 チームレインボー

小学生女子の部

1位 標茶ミニバスケットボール少年団A

(1時間34分09秒)

長瀬 弥羽・吉岡 風香・藤田 紗衣・小野二千華・牛崎 琴翔・小澤 彩・河合 菜那

2位 標茶陸上少年団女子ゴールド

3位 標茶ミニバスケットボール少年団B

中学生男子の部

1位 標中B・B連合 (1時間26分01秒)

木村 世南・加藤 広大・佐藤 宏紀・本間 浩幸・日野 恭輔・武田 和樹・穂刈 春紀

2位 標中男バス

3位 とろとろとうろ

中学生女子の部

1位 標中女バス・バド連合 (1時間51分38秒)

荒井乃々佳・加藤 優奈・吉田 晴翔・武藤 泉・阿部 楓・齋藤 思奈・筒淵 藍楽

高校生男子の部

1位 標茶高校スケート部+氣仙

(1時間26分35秒)

大熊優太郎・遠藤 蓮・吉田 尚稀・穴戸 大夢・菊地 康介・氣仙 翼・有坂 京祐

2位 標茶高校陸上部

3位 標茶高校バドミントン部

一般男子の部

1位 標茶消防署 (1時間23分45秒)

谷 大輝・池田 大貴・熊谷 雄斗・齊藤 一也・

中川 貴之・佐藤 俊明・常陸 拓也

2位 沼幌走ろう会

3位 虹別酪農

一般女子の部

1位 EGOIST (1時間53分20秒)

山口亜希子・松田 未来・表 友琴・熊谷 尚美・穴戸 裕子・和田 真衣・安藤 順子

<町外の部>

高校生男子の部

1位 北見北斗高校 (1時間06分43秒、大会新)

2位 釧路湖陵高校陸上競技部

3位 帯広農業高校

高校生女子の部

1位 釧路湖陵高校陸上競技部

(1時間27分07秒、大会新)

2位 Team Sanjo女子 (帯広三条高校)

一般男子の部

1位 チームさくらA (日本体育大学)

(1時間19分56秒)

2位 チームさくらB (日本体育大学)

3位 ラファール大場

一般女子の部

1位 さくらレディース (日本体育大学)

(1時間35分53秒)





標茶消防団による防火訪問

標茶消防団・署では家庭からの火災を未然に防ぐため、下記の地域を対象とした防火訪問を実施します。ストーブなどの暖房機器やガスコンロなどの点検のほか、住宅用火災警報器が設置されているご家庭には、不正販売防止のための設置済ステッカーを配布します。各地域の消防団が一般住宅の防火訪問に伺いますので、ご協力をお願いします。

防火点検の日程

- 標茶市街を除く町内一円の単身高齢者宅
標茶消防団女性消防部／11月14日(月)～18日(金)
 - 虹別地区一般住宅
標茶消防団第5分団／11月1日(火)
 - 塘路地区一般住宅
標茶消防団第4分団／11月6日(日)
 - 茶安別地区一般住宅
標茶消防団茶安別消防部／11月7日(月)
 - 阿歴内地区一般住宅
標茶消防団阿歴内消防部／11月10日(木)
- ※防火訪問は強制ではありませんので、不都合があれば訪問の際に申し出ください。

基準適合通知書(表示マーク)の 交付式が行われました

10月3日、標茶消防署において基準適合通知書(表示マーク)の交付式が行われました。昨年引き続きヘイゼルグlausマナーから交付継続申請があり、審査の結果、表示マークを交付することとなりました。



本制度は、ホテル・旅館などの施設で防火・防災管理体制が一定の基準に適合していると表示マークを掲出する事ができ、利用者などに防火安全であることをお伝えする制度です。

基準適合通知書の交付を受けたヘイゼルグlausマナー(スカイファーム代表取締役 山崎 孝嗣氏・写真右)

消防だより

標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

古い消火器にご注意ください!!

消火器には使用期限があります。一度も使っていないくても、時間経過や保管方法などによってだんだんと劣化していきます。底がさびついて、いざ使用した際に消火器が破裂してけがをする事故も起きています。

今一度、所有している消火器が安全かどうか確認してみてください。

☆消火器チェックポイント☆

- 本体やキャップなどにさび、変形がある
- 操作レバーが変形している
- キャップが緩んでいる
- 安全栓がレバー固定装置から外れている、安全栓が無くなっている
- 指示圧力計が壊れている
- ホースに亀裂がある



※消火器に少しでも異常が見られた場合、絶対に使用しないでください。また、消火器を保管する際は風通しの良い場所に置くか、雨風にさらされる屋外では格納箱に入れるなどしてください。

消火器の処理について

普通のごみとは廃棄方法が違い、そのまま捨てる事ができません。また、消防本部や消防署では回収していませんので、販売店や専門業者に相談してください。詳しくは標茶消防署ホームページに掲載しています。

健全化判断比率および資金不足比率の公表について

本町では地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、毎年度、決算に基づき健全化判断比率を算定しています。また、地方公営企業を経営する地方公共団体の長は、同様に資金不足比率を算定しています。

これらの比率は、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会へ報告し、皆さんに公表することとなっています。

平成27年度決算に基づく、本町の健全化判断比率および公営企業における資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率

区分	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	(注1) -%	14.41%	20.0%
連結実質赤字比率	(注1) -%	19.41%	30.0%
実質公債費比率	10.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	27.9%	350.0%	

資金不足比率

会計名	比率	経営健全化基準	財政再生基準
病院事業会計	(注2) -%	20.0%	
上水道事業会計	(注2) -%		
下水道事業特別会計	(注2) -%		

(注1) 赤字が発生していないため-と表示しています。(注2) 資金不足が発生していないため-と表示しています。

お済みですか？消費税の届け出！

●新たに課税事業者になる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合は「消費税課税事業者届出書」（基準期間用）を釧路税務署長に提出してください。

平成29年分において課税事業者となる方

基準期間の課税売上高が1千万円を超える方が該当します。

個人事業者の「基準期間」は、その年の前々年をいいます。従って、平成27年分の課税売上高が1千万円を超えている方は、平成29年分の消費税の課税事業者に該当します。

また、平成27年分の課税売上高が1千万円以下であっても、平成28年1月1日から6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1千万円を超えている場合、平成29年分は消費税の課税事業者に該当し、釧路税務署長に「消費税課税事業者届出書」（特定期間用）を提出する必要があります。

●簡易課税制度について

基準期間の課税売上高が5千万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。平成29年から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成28年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署長に提出してください。

簡易課税制度とは

課税期間の課税売り上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入れ率」を掛けて計算した金額を課税仕入れなどに係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

なお、簡易課税制度を選択した方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択を止めることはできません。選択を止める場合は、止めようとする課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署長に提出してください。

(注意事項)

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
 - 一般課税で申告する方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、課税仕入れなどの事実を記録した帳簿および請求書などの両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ※消費税の届出書や帳簿の記載方法などの詳細は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）で確認するか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターは釧路税務署（☎0154-31-5100）に電話し、自動音声に従って番号「1」番を選択すると利用できます。
- ※「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」などの各種届出書はe-Taxでも提出できます。e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）で確認してください。

無線LANでインターネットを利用しませんか

光通信（Bフレッツ）や高速ブロードバンド（ADSL）で接続できない地域に、インターネット接続のための無線LANを整備しています。

また、現在の無線LANアンテナでは受信レベルが低く、安定したインターネット接続が難しい場合、受信レベルを増強できるアンテナを設置することで安定する場合があります。

無線LANでインターネットを行うことで、スマートフォンなどでテザリング（※）を行う場合と比べ、ホームページの読み込みやYouTubeなどの動画閲覧、毎月のデータ量などを気にすることなく毎日利用できます。

無線LANアンテナ設置のため、建柱工事やアンテナ費用など高額な工事費が発生するときは助成制度がありますので、詳しくは町ホームページ（アドレスは20ページ参照）をご覧ください。

※テザリング…スマートフォンや携帯電話を中継点とすることで、他の通信機器（ノートパソコン・タブレット端末・ゲーム機など）をインターネットに繋いで利用できる機能のこと。

- 無線LANの申し込み…
NPO 標茶インターネットプロジェクト（SIP）（☎485-4500）
- ブロードバンドの相談窓口…
役場総務課電算管理係（2階⑬番窓口☎485-2111内線218）

税を考える週間

税務署では、毎年、11月11日から17日までを『税を考える週間』と定め、各種広報・広聴活動を行っています。今年は、「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や国税庁の取組みについて紹介します。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

■問い合わせ／釧路税務署
（☎0154-31-5100）